

平成 23 年 10 月 31 日

関係人 各位

更生会社株式会社武富士  
管財人 小 畑 英 一

## 更生計画認可決定のお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 15 日、東京地方裁判所に更生計画案を提出していましたが、書面投票による決議の結果、以下のとおり、多数の債権者の皆様よりご賛同を賜り、本日付けで同裁判所より更生計画認可の決定を受けました。

これもひとえに関係各位のご理解とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

〔投票の結果〕

更生担保権の組 議決権額の 100%

更生債権の組 議決権額の 85.43%

(内、過払債権者の同意率 88.07%)

更生計画に基づく第 1 回目の弁済は、本年 12 月中旬頃より開始いたします。多数の皆様が対象となるため、弁済の実施まで時間を要する場合がございますが、できるだけ速やかに弁済を進め、遅くとも更生計画に定められた弁済期限（更生計画認可決定から 1 年を経過する日の属する月の末日）までに弁済を完了できるよう対応して参ります。

弁済にあたっては、当社よりご送付差し上げた「弁済受領口座指定書」の提出が必要となります。更生計画案に関する投票の有無、同意・不同意の別にかかわらず必要となりますので、返送が未了の方は、速やかにご返送を頂きますようお願い申し上げます。

今後は、更生計画に基づく会社分割によって、A&P Financial.Co.,Ltd.グループが当社の消費者金融事業を承継し、同グループのもとで事業の再建が図られます。

当社は、会社分割後、資産の売却および継続中の訴訟の遂行など弁済原資の確保、ならびに債権者の皆様に対する弁済の実施など、更生計画の着実な遂行に努めて参りますので、今後とも当社の更生手続に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

平成22年(ミ)第12号 会社更生事件

決 定

東京都新宿区西新宿八丁目15番1号

更生会社 株式会社武富士

管財人 小 畑 英 一

主 文

本件更生計画を認可する。

理 由

管財人から提出され、可決された更生計画は、会社更生法199条2項各号に掲げる要件をいずれも具備しているものと認められるので、これを認可することとし、主文のとおり決定する。

平成23年10月31日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 大 門 匡

裁判官 福 井 章 代

裁判官 日 置 朋 弘

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 君 嶋 努

